

キャセイパシフィック航空
EMD-A
(Electronic Miscellaneous Document-Associated)
旅行会社用マニュアル

Prepared by: Japan Sales Planning
Last Updated: Sep 2017
Version: 8.0
(S & D ver 1.5)

1. はじめに

この度キャセイパシフィック航空ではAncillary serviceの販売を2016年5月9日より順次GDSで開始し、現在全てのGDSで販売が可能です。

同時にAncillary serviceの料金徴収のためのEMD-A(Electronic Miscellaneous Document-Associated)が利用可能になります。

2. EMD-A(Electronic Miscellaneous Document-Associated)とは

- EMD-Aは、様々な付加価値サービスの料金徴収の為に発行され、フライトクーポン利用時にUPLIFTされます。
- EチケットのフライトクーポンとEMD-Aのクーポンが同時に使用されるように二つのクーポンはリンクしています。
- EMD-AがUPLIFTされた時についているEチケット番号は、EMD-Aの記録に残ります。
- EMD-Aは、一件につき一名のみ名前の記載が可能です。
- EMD-Aは、一つまたは複数のクーポンから成り立っています。
- EMD-AとEチケットのクーポンは航空会社と旅程が一致していなければなりません。
- 現在は、CXまたはKAのフライト（CX/KA間におけるコードシェア便を含む）においてのみ有効です。

3. Ancillary serviceの発券期限

航空券の発券期限（ADTK）と同様に、Ancillary serviceをリクエストするとすぐに、そのサービスに対する発券期限が通知されます。期限までにEMD-Aが発行されない場合は、そのサービスの予約がキャンセルになります。

4. CXのEMD-A設定

	Service Type	Reason For Issuance Code (RFIC)	Reason For Issuance Sub Code (RFISC)	Refundable by GDS	Exchangeable by GDS	GDS Implemented
1	Seat Assignment	A	OB5	X	✓	Amadeus Apollo Axess Galileo Infini Sabre Worldspan Travelsky
2	Unaccompanied Minor	A	OB0	X	✓	Amadeus Apollo Axess Galileo Infini Sabre Worldspan Travelsky

(Table Updated on 26Sep17)

5. EMD-Aの機能

5.1 EMD-Aの発行

- Ancillary serviceのEMD-Aを発行するには、同時、またはそれ以前にEチケットを発行していなければなりません。
- ATPCO に登録されている料金はTAX等を含め全て自動計算されます。
- EMD-Aが発行されるとそのサービスが予約されたフライトのEチケットクーポンに自動的にリンクされます。

5.2 EMD-A Display

- 各GDSにより下記のEMD-A Display Optionがあります。
 - EMD Number
 - Frequent Traveller Number, RFIC, RFISC
 - Credit Card Number, RFIC, RFISC
- EMD-Aの記録は、未使用の場合は発行日より13カ月間参照が可能です。EMD-Aの全てのクーポンがファイナルステータスになると、最後にクーポンが使用された日から90日間参照可能です。

5.3 EMD-A Void

発行した支店において、発行日当日に限りVoidが可能です。

- 一度EMD-Aをvoidにすると、そのEMD 番号は再び使用することはできません。
- VoidしたEMDを元に戻すことはできません。(Revert void機能なし。)
- Void完了後CXよりAuthorization code が流れます。
- EMD void後、EMD-AとEチケットのリンクが外れている事をご確認下さい。
- EMD void後、Ancillary serviceを予約記録から削除して下さい。

5.4 EMD-A Exchange/Reissue

各GDSの状況によりますが、EMD-Aの交換発行は可能です。

詳しくは各GDSヘルプデスクへご確認ください。

5.5 EMD-A Refund

EMD-AのGDSでのAuto Refundはできません。払い戻しの際はRAN申請にてお願い致します。

- EMD-Aの払い戻し手続き前にAncillary serviceを予約記録から削除して下さい。

5.6 EMD-A Revalidation

EMD-A revalidation機能は現在使用できません。

5.7 Interline & Codeshare

5.7.1 CX/KA 自社運航便およびコードシェア便

- CX/KA間のコードシェア便ではEMD-Aが利用可能です。

5.7.2 インターラインチケットのCX/KA運行便

航空会社間のAgreementの有無にかかわらず、CX/KA運航便に対してCX EMD-AをCX/KA以外の航空会社が発券したEチケットにAssociateすることが可能です。

5.8 Associate and Disassociate of BSP EMD-A

- EMD-Aは発行後自動的にEチケットのフライトクーポンにリンクします。二つのクーポンが同時に使用されるようにAncillary serviceを使用する際は、常にEMD-AがEチケットとリンクされている事をご確認ください。
- 各GDSの状況により、下記の場合EMD-Aの手動でのAssociate作業が必要となる場合があります。
 - VoidまたはRefundの際は、EMD-Aのクーポンが Eチケットと同時に使用されないようにEMD-AがEチケットとリンクが外れている事をご確認ください。ファイナルステータスコードになったEMD-Aは元に戻すことはできません。
- 現在EMD-Aの手動でのAssociate/disassociate作業ができないGDSの場合は、弊社カスタマーセールスセンター(CSC)までお問い合わせください。

尚、詳しい操作につきましては各 GDS にお問い合わせください。